

未成年後見人選任の審判の申立てについて

1 概要

未成年者の親権を行う方（親権者）が亡くなられた場合、所在不明となった場合、あるいは、親権喪失、親権停止又は管理権を喪失するなどした場合に、家庭裁判所は、未成年者の親族等の申立てにより、未成年後見人選任の審判をすることができます。

未成年後見人は、未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまでの間、原則として、親権者と同一の権利義務が認められており、未成年者の監護・教育を行うとともに、未成年者の法定代理人として、財産管理、契約等の法律行為を行います。

2 申立てをすることができる方

- 未成年者（未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。）
- 未成年者の親族
- 利害関係人（児童相談所長や里親等）

3 申立先

未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用と書類

別添「申立書類等チェックリスト」のとおり

5 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹などが、直接、申立人、未成年者及び未成年後見人候補者に会って、申立ての実情や未成年者の意見などを聴いたりすることがあります。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、未成年後見人の選任に当たっては、家庭裁判所が、未成年者にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも未成年後見人候補者の方が未成年後見人に選任されるとは限りません。

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

6 未成年後見制度についてのお問合せ先

- 未成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

- 高松家庭裁判所の連絡先

〒760-8585 高松市丸の内2番27号
高松家庭裁判所（本庁）

受付 TEL 087-851-1942

書記官室 TEL 087-851-1903

調査官室 TEL 087-851-1927

〒763-0034 丸亀市大手町3丁目4番1号
高松家庭裁判所丸亀支部

TEL 0877-23-5184

〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804番地の1
高松家庭裁判所観音寺支部

TEL 0875-25-2619

〒761-4121 小豆郡土庄町淵崎甲1430番地1
高松家庭裁判所土庄出張所

TEL 0879-62-0224